消費税 8%→10% どうなるか？

2014年の4月に5%から8%に上がった消費税。
2017年の4月にさらに10%に上がる予定でしたが、
19年の10月までとりあえず延期になっています。
建物にかけるお金は、残念ながら軽減税率の対象外なので、もし増税が施行されれば金額は上がります。

● スケジュールのおさらい（2018年5月現在）

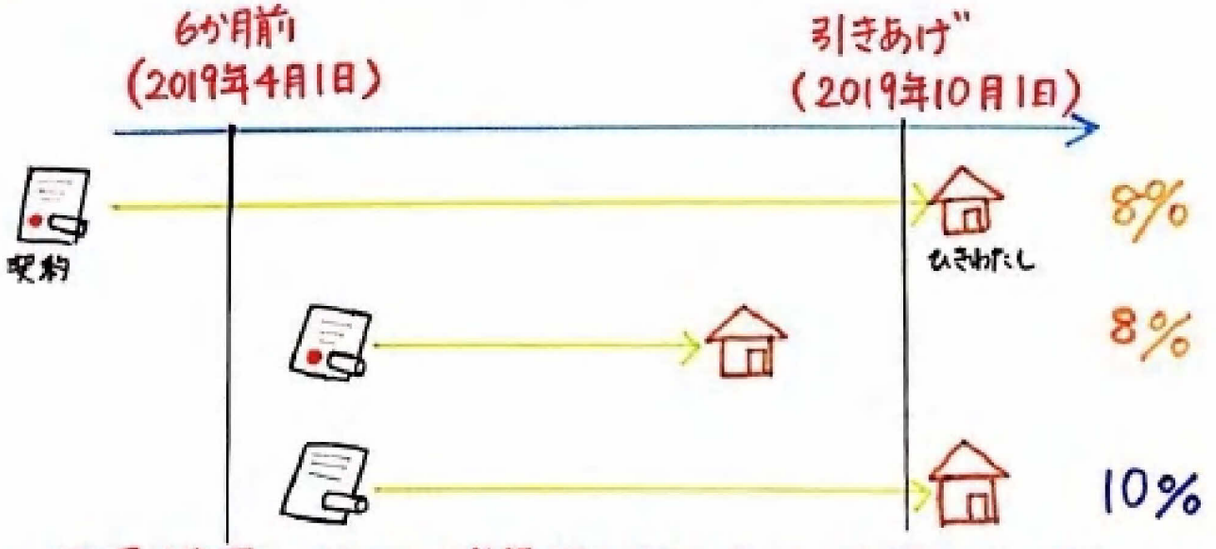

経過措置によって、消費税ひきあげの6か月前までに契約していれば、引きわたしが10/1を越えても8%のまま

● 増税対策

① 住宅ローン控除

購入・建てて6か月以内に入居 ⇨ その年から10年間、年末のローン残高の1%相当が所得税から控除

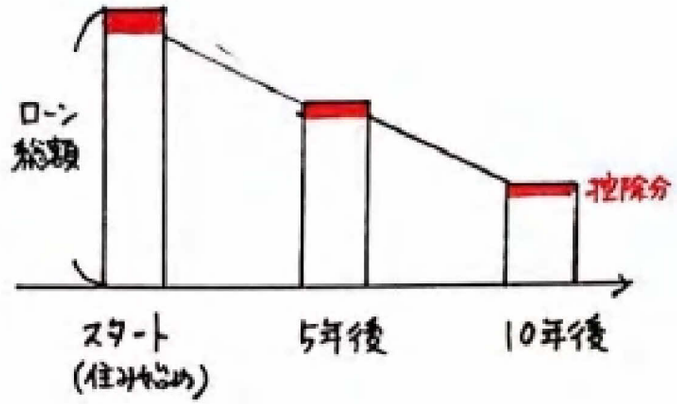

② 住まい給付金

増税による負担を少しでも軽減するための制度。収入によって金額が変わります。

現在（8%時）‥ 年収510万以下の人で最大30万円
10%になったら ‥ 〃 775万以下 〃 50万円

※経過措置8%で住宅を取得した場合は、今のグレードの金額しか受けとれません。

● 課税されるもの、されないもの

課税	非課税
仲介手数料	土地
融資 〃	団体信用生命保険
登記 〃	火災保険、地震保険
本体に含まれないオプション（カーテン・エアコン etc.）	ローン保証料
引越し費用、家具、家電	管理費、修繕費、積立金（マンション等）
新築住宅（建物のみ）	個人間売買の中古住宅
業者から買う中古住宅	